

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

入札監視委員会（第51回）議事概要

開催日時	令和4年（2022年）12月19日（月）10:00		
場所	下関市役所本庁舎西棟5階大会議室		
委員	今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 村上 俊秀（高等学校教諭） 足立 俊輔（大学教授）		
審査対象期間	令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日		
審査対象総件数	192 件	（抽出工事名称）	
及び 審査 対象 件数 抽出 事案	一般競争入札	180 件	令和4年度 日本セレモニーウォーク（下関駅前人工地盤）昇降機改修工事（第2工区その1）
			山陰終末処理場機械濃縮棟電気設備工事
	随意契約	12件	国際ターミナルフェリー用可動橋改修工事
議事事項	○総合評価方式で入札を実施した工事の落札者決定について		
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり		
指名停止措置の運用状況報告	5件6者		
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	特になし		

別紙

意見・質問	回答
<p>令和4年度 日本セレモニーウォーク（下関駅前人工地盤）昇降機改修工事（第2工区その1）</p>	
<p>エスカレーターの設置は、機械設備設置工事と思うが、建築工事の部分はどの程度あるか。</p> <p>人工地盤の既設エスカレーターと違うメーカーのエスカレーターが入ることによって不都合は起こらないのか。</p> <p>それぞれのメーカーに維持管理・保守を委託するのか。</p> <p>エスカレーターの設置と階段を並行して施工することにより、入札を辞退する業者が多くなったとは考えられないか。</p>	<p>階段と階段周りの構造体の改修である。現在ある2基の既設エスカレーターを撤去し、新設のエスカレーターと階段を設置する。</p> <p>現段階で不都合は想定していない。他のメーカーが入っても適切に管理することは可能だと考えている。</p> <p>異なるメーカーのエスカレーターが入った場合のメンテナンスについては、費用比較等を行い、最適な管理方法を検討する。</p> <p>既設のエスカレーターの撤去を最初に行うことになるため、一体的な工事として発注している。撤去する既設のエスカレーターの配線工事と、新しく設置するエスカレーターの配線工事は同時に行わなければロスが出ると考えており、同じ業者が一体的にやらないと効率的な施工は難しいと考えている。</p>
<p>山陰終末処理場機械濃縮棟電気設備工事</p>	
<p>機械濃縮棟はどのような役割を果たすのか。</p>	<p>水処理を行うことにより、最終沈殿池に汚泥が発生する。余剰汚泥は今回作られる濃縮設備（汚泥処理設備）から、消化設備、脱水設備を経由して脱水ケーキとなり、最終的にはセメント原料となる。消化、脱水工程を効率化させる役割として濃縮設備（機械濃縮棟）が作られている。</p>

<p>セメントの材料として濃縮するということは、固形にするのか。</p>	<p>機械濃縮前の水分濃度は99.4%（汚泥は0.6%）で、その後、機械濃縮を行うことにより、汚泥の比率が3.5%に高まり、水分濃度が96.5%となる。このことにより以後の処理工程が効率化する。</p>
--------------------------------------	---

国際ターミナルフェリー用可動橋改修工事

<p>特殊な設備のため、見積業者の参考見積価格をそのまま設計額として採用することになり、予定価格の税抜きである見積等比較価格と見積額（税抜）が一緒になるということか。</p> <p>1者のみで見積りでは適正かどうか判断が難しいのではないか。参考見積を他の業者から徴取し、少しでも安くできるようにすれば経費節減になるのではないかと考える。</p> <p>随契理由の中に「特殊な構造」とあるが、どういった構造なのか。</p>	<p>はい。随意契約理由が2号（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」）に該当し、1者見積りをしている。</p> <p>見積りをお願いしても見積が可能な業者がいないため、1者随意契約となっているが、引き続き検討はしていきたい。</p> <p>可動橋自体が潮の満ち引きによって、海側と陸側の高さ調整を担っている。そういったことを毎日船の運航に合わせて船員が制御しているため、特殊性があるとしている。</p>
--	---

審 議

抽出事案3件について、特段の意見等なし。

○総合評価方式で入札を実施した工事の落札者決定について

<p>技術提案の審査について、評価点がすべて「0」である理由は何か。1者入札の時、評点がすべて「0」でも落札者になるのであれば、審査を行う必要</p>	<p>審査によっては1者であっても不適合の場合は失格となるため、審査を行う必要がある。「0」が悪いわけではなく、標準的な内容の場合も「0」と</p>
---	--

<p>があるのか。</p> <p>過去に失格となった業者はいるのか。</p> <p>標準的な内容となっているということであれば、具体的な提案を記載するようにすれば良いのではないか。</p> <p>技術提案で失格となるような提案というのは具体的にあるのか。</p> <p>技術提案内容の履行確認はどのように行うのか。</p> <p>全数調査か。</p> <p>(審議等) 落札者決定については、異議なし</p>	<p>なっている。</p> <p>過去5年間ではない。</p> <p>標準的な提案をしてはならないというものでは無いため、今後の課題として、提案の仕方を具体的にすることも考えられるが、あくまでこれは技術提案のため、自由度を求めるところで、ある程度の範囲がある今のやり方も1つの方法だと考えている。</p> <p>基本的にはないが、違法な設計であれば失格となるため、可能性がゼロではないことから、審査はしなければならないと考えている。</p> <p>基本的には施工の品質管理ということで、市の職員が施工毎に検査を行い確認する。社内の品質検査もあるため、社内検査や、下請であれば元請が検査を行う。その合格が出た段階で、市の職員が検査をして確認する。検査の時に隠蔽部分があれば、写真判定で品質管理、工程管理をする。</p> <p>ピックアップ調査である。</p>
--	--